

教県第 744 号
令和2年8月 10 日

各県立学校長 殿

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌
(公印省略)

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策のための一部臨時休業について(通知)

県独自の緊急事態宣言が発出されたことを受け、県立学校においては、感染症対策と学びの保障の両立を図るため、教県第708号により、分散登校は行わず、一部の県立学校の時差登校並びに短縮授業とする旨通知したところです。

しかしながら、本県における感染者数の増加は顕著であることから、県内の感染拡大防止を図るため、教保第803号による地域の感染レベルを踏まえ、下記のとおり**一部臨時休業**を実施いたします。ただし、高校3年生は、進学、就職を控えた大切な時期であり、学びの保障が極めて重要であることから、万全な感染症対策を講じた上で、原則、時差登校並びに短縮授業とします。

については職員、幼児児童生徒、保護者へ周知の上、対応をお願いします。

なお、8月17日以降の対応については、改めて通知いたします。

記

1 臨時休業の実施期間

令和2年8月12日(水)～令和2年8月16日(日)

※ 8月11日(火)は登校後、臨時休業期間や家庭学習等に関する説明を行い、速やかに下校させること。

2 臨時休業の対象等

- (1) 県立高等学校は1、2年生(下記※に記す高校を除く)とする。
- (2) 県立特別支援学校は原則、全学年とする。
- (3) 県立中学校は全学年とする。

※通常登校となる学校

辺土名高校、名護高校、北部農林高校、名護商工高校、北山高校、本部高校、久米島高校、八重山高校、八重山農林高校、八重山商工高校

3 特別支援学校の幼児児童生徒の対応

障害のある幼児児童生徒が日常的に利用している放課後等デイサービスが、利用できなくなる可能性を想定し、その対応を検討すること。その際、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、幼児児童生徒の居場所の確保に努めること。

4 学習指導への対応

休業中の幼児児童生徒に対しては、学習課題を提示し、学習の継続を図ること。